

今後の検討事項（案）

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。

中間指針及び中間指針追補において今後（必要に応じて）検討することとされた事項を踏まえ、今後の検討事項としては以下のものが考えられるのではないかと。

1. 政府による避難等の指示等に係る損害関係

(1) 避難費用の終期

中間指針では、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象にならないとされている。中間指針では、その「相当期間」について、平成23年4月22日に屋内退避区域の指定が解除された区域等では、当該区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要と思われる準備期間を考慮して、平成23年7月末まで（一部同年8月末まで）と設定した。

① 緊急時避難準備区域の場合

平成23年8月9日に原子力災害対策本部が「避難区域等の見直しに関する考え方」を策定し、その中で「それぞれの市町村により復旧計画について慎重な検討が行われた後、最終的に計画の策定が完了した段階で、政府として緊急時避難準備区域を一括して解除する考えである」ことが示された。

これを踏まえ、緊急時避難準備区域を含む全5市町村（広野町、檜葉町、川内村、田村市、南相馬市）において復旧計画が策定され、原子力災害対策本部に提出され、原子力災害対策本部は、平成23年9月30日に緊急時避難準備区域の解除の指示及び公示を行った。

(検討事項)

- ・緊急時避難準備区域の解除後の「相当期間」は、具体的にいつまでと設定するか。

② 警戒区域及び避難指示区域の場合

平成23年12月26日に原子力災害対策本部は、「ステップ2の完了

を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を策定した。ここで新たに示された「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の考え方をもとに、今後具体的な区域の設定がなされることになる。

(検討事項)

- ・「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」のそれぞれについて、避難費用に係る賠償をどのように考えるか。

(2) 精神的損害の期間及び損害額

- ① 第2期（第1期（本件事故発生から6ヶ月間）終了から6ヶ月間で、一人月額5万円を目安とするとされている期間）の期間の見直し

中間指針においては、この第2期について、「引き続き自宅以外での不慣れた生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする。」とされている。

(検討事項)

- ・中間指針策定以降の状況から、第2期（第1期（本件事故発生から6ヶ月間）終了から6ヶ月間）の期間を見直す必要があるか。

- ② 第3期（第2期終了から終期までの期間）の損害額の算定方法

中間指針においては、この第3期について、「第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間」とされ、「いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。」とされている。

(検討事項)

- ・「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」のそれぞれについて、第3期（第2期終了から終期までの期間）の損害額をどのように考えるか。

（3）営業損害の終期

中間指針においては、「営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。」とされている。

（検討事項）

- ・避難指示等により生じた営業損害（減収分等）が賠償すべき損害と認められる期間をどのように考えるか。また、「早期に転業する等」の場合についてどのように考えるか。

（4）就労不能等に伴う損害の終期

中間指針では、「就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについて、その具体的な時期等を現時点で見通すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時的就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある。」とされている。

（検討事項）

- ・避難指示等により生じた給与等の減収分等が賠償すべき損害と認められる期間をどのように考えるか。また、「早期の転職や臨時的就労等」を行った場合についてどのように考えるか。

2. 自主的避難等に係る損害関係

中間指針追補では、「自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし」、「本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては（中略）子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。」とされた上、「なお、平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとする。」とされている。

（検討事項）

- ・平成24年1月以降の賠償の範囲等についてどのように考えるか。

3. その他

（検討事項）

- ・その他、現時点で審査会として検討すべき事項があるか。

例)「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が施行された中で、除染・廃棄物処理費用に係る賠償の範囲について検討する必要があるか 等

(参考)

●中間指針において今後（必要に応じて）検討するとされた事項（抜粋）

第1 中間指針の位置づけ

- 4 (略) また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する。

第2 各損害項目に共通する考え方

- 2 また、損害項目のうち「避難費用」、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」など、継続的に発生し得る損害については、その終期をどう判断するかという困難な問題があるが、この点については、現時点で考え方を示すことが可能なものは示すこととし、そうでないものは今後事態の進捗を踏まえつつ必要に応じて検討する。

第3 政府による避難等の指示等に係る損害について

[損害項目]

6 精神的損害

(指針) III)

- ② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

- ③ 第2期終了から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

(備考)

- 5) III) の②については、第1期終了後6ヶ月間（第2期）は、引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする。(以下略)

- 6) III) の③については、第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第3期）は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状

況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区域については、この限りではない。

7 営業損害

(備考)

7) 営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。

8 就労不能等に伴う損害

(備考)

8) 就労不能等に伴う損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについて、その具体的な時期等を現時点で見通すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時的就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある。

●中間指針追補において今後必要に応じて検討するとされた事項（抜粋）

第2 自主的避難等に係る損害について

[損害項目]

(備考)

3) (略)

このため、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までを、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期を、それぞれ賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した。なお、平成24年1月以降に関しては、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとする。